

地方消費税収の用途について

平成26年4月1日より消費税率が5%から8%へ、また令和元年10月1日より8%から10%へ引き上げられたことに伴う地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障4経費及びその他社会保障施策に要する経費に充てることとされています。

南越前町の令和4年度一般会計当初予算における地方消費税交付金（社会保障財源化分）の社会保障関連経費への充当状況は次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金（社会保障財源化分）	114,545 千円
【歳出】 社会保障4経費及びその他社会保障施策に要する経費	1,809,828 千円

【社会保障4経費及びその他社会保障施策に要する経費】

単位：千円

区分	事業名	経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	町債	その他	引上げ分の地方消費税（社会保障財源化分の市町村交付金）	その他
社会福祉	障害者福祉事業	366,135	256,491			10,482	99,162
	高齢者福祉事業	89,128	1,313		3,561	8,054	76,200
	児童福祉事業	695,251	222,522		32,365	42,098	398,266
	母子福祉事業	5,386	2,624			264	2,498
	小計	1,155,900	482,950	0	35,926	60,898	576,126
社会保険	介護保険事業	188,162	6,954		21,216	15,295	144,697
	国民健康保険事業	47,121	31,375			1,505	14,241
	介護保険施設運営事業	27,026				2,584	24,442
	小計	262,309	38,329	0	21,216	19,384	183,380
保健衛生	高齢者医療事業	176,342	26,496			14,325	135,521
	疾病予防対策事業	58,722	567		4,938	5,087	48,130
	母子保健事業	16,341	1,202			1,447	13,692
	診療所運営事業	140,214	0			13,404	126,810
	小計	391,619	28,265	0	4,938	34,263	324,153
合 計	1,809,828	549,544	0	62,080	114,545	1,083,659	